

(仮称)〇〇ダム管理用水力発電施設  
整備・運営事業

募集要項  
(記載例)

令和〇年〇月

国土交通省〇〇地方整備局

### 【本書の位置づけ】

本書は、国が、民間を活用してダム管理水力発電施設の整備・運営を図る際の主要な論点について、令和5年度に開催した「気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会」での議論の結果も踏まえつつ、これから事業化を推進する際の解説的位置づけとして整理したものである。

整理にあたっては、PFI法に規定される特定事業の実施に関する方針(以下、「実施方針」という。)の章構成に基づき、項目構成及び本文の例示と主要な論点の解説に努めている。

ただし、本書中の本文は、「気候変動に対応したダムの機能強化のあり方に関する懇談会」での議論も踏まえて、基本的には次に掲げる条件下での例示であり、対象の事業の特徴等に合わせて修正することが適切である。

実際に官民連携を検討する際は、本書を参考とするほか、各ダムの特性や民間事業者の参画意向などを把握し、改めて実施方針を具体的に検討する必要がある点に留意が必要となる。

- ・ 事業類型 : 運営期間中の売電収入で初期投資額等を回収する独立採算型
- ・ 業務範囲 : ダム管理水力発電設備の設計、建設、運営
- ・ 事業方式 : BT(Build Transfer) + 公共施設等運営権(コンセッション)方式
- ・ 事業期間 : ○年 オプション延長あり
- ・ 公募方式 : 公募プロポーザル方式

### 【本書の構成】

章構成 : PFI先行事例を踏まえて設定している。

項目構成 : PFI法の特段の規定はなく、例示となる。

事業の実施方針を定める際には、改めて検討が必要である。

本文 : 当該項目において記載が想定される内容を例示したものであり、対象の事業の特徴等に合わせて修正することが適切である。

【本書の位置づけ】のとおり、一定の条件下で記載しており、事業の実施方針を定める際には、改めて検討が必要である。

固有名詞等については「○○」と記載している。

解説では、手引きにも記載しているなど特に留意することが求められる事項は、「<要検討事項>」を付している。

解説 : 本文は例示であり、対象事業の特徴等を踏まえて個別に検討する必要がある。その際に、当該項目を検討するにあたって留意が必要な点を記載している。

### 【補足】

本案は、審査過程を2段階審査(第一次審査、第二次審査)とすることを前提として作成したものである。

本文については、どの案件でも同様の記載となる部分と、対象とするダム毎によって異なる部分がある。

本案では、対象とするダム毎に異なる可能性が高い事項を **青字** で記載している。

募集要項の公表時には、業務要求水準書、優先交渉権者選定基準、提出書類の記載要領及び様式集等も添付資料として公表することになる。

## 目次

1.募集要項の公表日 .....	1
2.契約の担当官 .....	1
3.担当部局 .....	1
4.募集要項等 .....	1
5.事業の概要 .....	2
(1)事業名称 .....	2
(2)対象となる公共施設等の概要 .....	2
(3)公共施設等の管理者の名称 .....	2
(4)事業目的 .....	2
(5)立地・本施設に関する事項 .....	3
(6)事業の概要 .....	3
(7)事業方式 .....	5
(8)事業期間 .....	6
(9)事業者の収入及び費用に関する事項 .....	7
6.事業者選定の手続き .....	8
(1)選定スケジュール .....	8
(2)有識者等委員会の設置 .....	8
7.応募者の参加資格要件 .....	9
(1)応募者の構成 .....	9
(2)応募者を構成する企業に共通の参加資格要件 .....	11
(3)設計企業の参加資格要件 .....	12
(4)建設企業の参加資格要件 .....	13
(5)運営企業の参加資格要件 .....	15
8.募集要項等に関する現地見学会の開催 .....	17
9.募集要項等に関する質問受付及び回答の公表 .....	17
(1)募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表(第1回) .....	17
(2)募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表(第2回) .....	18
10.第一次審査 .....	19
(1)第一次審査資料の受付 .....	19
(2)参加資格確認基準日 .....	19
(3)第一次審査及び審査結果の通知 .....	19
(4)参加資格がないと認められた理由説明請求の受付及び理由の回答 .....	19

(5)応募の辞退.....	20
11.第二次審査.....	20
(1)第二次審査資料の受付.....	20
(2)ヒアリングの実施.....	21
(3)選定事業者の決定方法.....	21
(4)審査結果の公表.....	21
12.応募に関する留意事項.....	21
(1)募集要項等の承諾.....	21
(2)費用負担等.....	22
(3)通貨及び単位.....	22
(4)応募者の提出書類.....	22
(5)提出書類の取扱い.....	22
(6)〇〇地方整備局からの提示資料の取扱い.....	22
(7)応募者の複数提案の禁止.....	22
(8)応募の無効.....	22
13.契約手続き等.....	23
(1)基本協定の締結.....	23
(2)SPCの設立.....	23
(3)特定事業契約の締結.....	23
(4)運営権の設定.....	23
14.契約保証金.....	24
15.特定事業契約に関する事項.....	24
(1)事業者の権利義務等に関する制限.....	24
(2)〇〇地方整備局と事業者の責任分担.....	24
(3)法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	25
(4)付保する保険.....	25
16.事業実施に関する事項.....	25
(1)誠実な業務遂行義務.....	25
(2)事業期間中の事業者と〇〇地方整備局の関わり.....	25
(3)モニタリング.....	26
(4)財務書類の提出.....	26
(5)金融機関等と〇〇地方整備局との協議.....	26
17.その他.....	26
(1)特定事業の取り消し.....	26

(2)株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて .....	26
(3)情報提供.....	27



- ④ 「(仮称)〇〇ダム管理用水力発電施設整備・運営事業 特定事業契約書(案)」(以下、「特定事業契約書(案)」という。)
- ⑤ 「(仮称)〇〇ダム管理用水力発電施設整備・運営事業 事業者選定基準」(以下、「事業者選定基準」という。)
- ⑥ 「(仮称)〇〇ダム管理用水力発電施設整備・運営事業 提案書類の記載要領及び様式集」(以下、「様式集」という。)

本募集要項等は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に公表した実施方針(添付資料を含む。以下、「実施方針」という。)及び実施方針に関する質問回答等を反映したものであるが、募集要項等と実施方針及び実施方針に関する質問回答等に相違のある場合は、募集要項等の規定内容を優先するものとする。

## 5.事業の概要

本事業は、募集要項等に従い、以下に示す業務を実施するものである。

### (1)事業名称

「(仮称)〇〇ダム管理用水力発電施設整備・運営事業」

### (2)対象となる公共施設等の概要

〇〇ダム管理用水力発電設備

(「河川法」(昭和 39 年法律第 167 号)第 3 条第 2 項に定める河川管理施設)

### (3)公共施設等の管理者の名称

国土交通大臣 〇〇 〇〇

(国土交通省設置法第 31 条第 1 項に基づき国土交通大臣の事務を分掌する者〇〇地方整備局長〇〇〇〇)

### (4)事業目的

〇〇地方整備局は、〇〇ダム(以下、「本ダム」という。)について、本ダムの包蔵する未利用の水力エネルギーを有効活用し、ダム管理に用いる自家用の電力の確保を図るとともに、再生可能エネルギー活用によるカーボンニュートラルの推進と、ダム所在地の地域振興を図るため、ダム管理用水力発電施設(以下、「本施設」という。)の整備・運営を計画している。

(仮称)〇〇ダム管理用水力発電施設整備・運営事業(以下、「本事業」という。)は、ダム管理用水力発電施設について、民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し、効率的な整備及び運営を実現するものである。

**【解説】**

ダム管理用水力発電施設整備・運営事業の主要な事業目的としては次のような事項が想定されるが、ダム毎に実施する目的が異なる場合も想定される。そのため、事業目的については、本事業を実施する目的を踏まえて記述することが求められる。

- ①管理用発電施設の整備・運営により、対象ダムにおける電力調達方法を多様化して災害対応力を高めること
- ②水力由来電源の新增設により、カーボンニュートラルの推進を図ること
- ③売電収入の一部の活用も視野に入れつつ、ダム所在地の地域振興を可能範囲で検討すること
- ④事業化にあたっては民間事業者のノウハウを積極的に活用すること

**(5) 立地・本施設に関する事項**

本施設の名称		〇〇ダム管理用水力発電設備
所在地		一級水系川〇〇川河川区域内 (住所等を記入)
敷地面積		〇〇m <sup>2</sup>
地域地区		都市計画区域外
〇〇ダム 諸元	流域面積	〇〇km <sup>2</sup>
	ダム高	〇〇m
	SWL	〇〇EL.m
	NWL	〇〇EL.m
	制限水位	〇〇EL.m
	LWL	〇〇EL.m

**(6) 事業の概要**

本事業は、本ダムのダム管理に必要な本施設を、PFI事業により一体的に設計・建設し、長期的な運営を行うものである。

〇〇地方整備局は、本事業を実施する者として選定された民間事業者(以下、「選定事業者」という。)との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。

〇〇地方整備局は、基本協定の定めるところにより、選定事業者が設立した特別目的会社(以下、「SPC」という。)又は(〇〇地方整備局が定める一定の要件を満たすことを前提として)選定事業者のうちの代表企業との間で特定事業契約を締結する予定である。SPC又は選定事業者(以下、総称して「事業者」という。)は、当該特定事業契約に基づいて本事業を実施する。

事業者は、〇〇地方整備局の利水放流量等の決定に従い、無効放流量を含む利用可能な流量に従属したダム管理用水力発電を行う。

選定事業者は、建設した本施設によって、水力をエネルギー源としたダム管理用水力発電を行い、その電力をダム管理用に供給するほか、余剰電力を売電する。

- ① 設計業務
  - 調査
  - 基本設計
  - 実施設計
  - その他関連業務
  
- ② 建設業務
  - 土木工事他
  - 電気工事
  - 機械工事
  - その他関連業務
  
- ③ 運營業務
  - 運転操作・監視業務
  - 安全管理・警備業務
  - 売電業務
  - 点検・保守業務
  - 非常時の対応
  - その他業務

**【解説】**

■選定事業者の業務内容 <要検討事項>

選定事業者の業務としては次のような業務を加えることも想定されるが、選定事業者の事業性や応募意欲が減じられる方向に働く可能性があることから、その記載の有無、評価の方針等については、対象事業の事業性や民間事業者の応募意欲を踏まえて整理する必要がある。一方で、ダム使用权を有する者等の理解が得られるよう配慮する必要がある。

○ダムの管理支援業務

除草・清掃の支援業務、ダムのその他管理支援業務

○地域振興業務

ダム所在地域の振興につながる業務

地域振興業務の内容については、基本的には民間事業者の提案とするが、地元のニーズについては国が一定程度整理し、公募時に民間事業者に対して提示することも想定される。

■SPC(Special Purpose Company)の設立 <要検討事項>

PFI事業(「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき実施する事業。PFIはPrivate Finance Initiativeの略称。)では、業務範囲が幅広いことから、応募者は複数の民間事業者からなるグループであることが多い。

PFI法では事業主体(SPC)の新規設立は必須とはされていないが、対象事業に係る民間事業

者が複数に亘ることのほか、対象事業の収支の分別管理、出資企業からの倒産隔離、事業実施場所での本社機能の配置、当該事業の収支を返済原資とするプロジェクトファイナンス方式での資金調達への配慮等の観点から、SPC の設立を条件づけている事例は多い。  
SPC の法的な形態は複数想定されるが、PFI 事業では会社法に基づく株式会社とすることが募集要項等で指定されていることが多い。

## (7)事業方式

〇〇地方整備局は、本事業を実施するにあたり、事業目的を踏まえて、将来の運営を見据えた施設整備を行うため、設計・建設と運営を一体事業として、民間のノウハウや創意工夫を最大限に活用していくことを求める。

そこで、本事業については、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)(以下、「PFI法」という。)に基づき、事業者が自らの提案をもとに発電施設の設計・建設を行った後、〇〇地方整備局に当該発電施設の所有権を移転する方式(BT(Build Transfer)方式)により実施することを想定している。

また、運営については、〇〇地方整備局が事業者に対して、PFI法第2条第6項に定める公共施設等運営権(コンセッション)方式により、発電施設の公共施設等運営権(以下、「運営権」という。)を設定し、事業者が再生可能エネルギーの利用を希望する者に対して電力供給等のサービスの提供を行うこととする。

事業者は、運営において、本施設の能力や収益性の改善に資する追加投資・改修工事を事業者の費用負担により行うことができる。追加投資・改修工事の内容については、〇〇地方整備局と協議の上、決定することとする。

### 【解説】

#### ■事業方式 <要検討事項>

新設施設を対象とした事業方式には、BTO方式、BOT方式、BOO方式がある。BTO方式では建設(Build)後に施設の所有権を公共へ移転(Transfer)し、管理・運営(Operate)を行うのに対し、BOT(Build-Operate-Transfer)・BOO(Build-Own-Operate)方式では事業者が施設を所有する点異なる。

#### ■公共施設等運営権(コンセッション) <要検討事項>

PFI法に基づき、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。既存の施設においても、新設の施設においても設定が可能である。

運営権は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、利用料金の決定等も含め、民間事業者による自由度の高い事業運営を可能とし、民間事業者の創意工夫が活かされることが効果として期待される。運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定等による資金調達の円滑化が図られることが効果として期待される。

#### ■BT+コンセッション

施設の所有権を公共に残したまま事業者に当該施設の運営権を設定するコンセッション方式は、基本的に既存施設を対象としているが、昨今はBT(Build Transfer)方式による施設整備と組み合わせ、BT+コンセッション方式として新設施設を対象とする事例も増えている。令和4年度に実施した民間事業者からの提案・意見聴取で民間事業者の希望が多かったのは「BT+コンセッション方式」であったため、ここでは同方式を前提として整理している。なお、個別のダムによって他の手法を選択することは妨げるものではない。

#### ■事業者による追加投資・改修事項

コンセッション方式では、事業者が追加投資を行うことが可能である。しかし、ダム運用の適正性確保や資産が国所有であることなどを考慮し、その内容や時期等については協議のうえで決定することが現実的である。

### (8)事業期間

本事業の事業期間は、以下に示すとおりである。なお、接続契約に係る申込書面の一般電気事業者等の受領及び経済産業省の設備認定手続きは、令和〇〇年〇月〇〇日までに行うこととする。

特定事業契約締結	令和〇〇年〇〇月
設計・建設期間	特定事業契約締結日から本施設における発電開始日
運営期間	本施設における発電開始日から〇年間

運営権は、運営権設定対象となる本施設の運営権存続期間の終期(オプション延長がされた場合は当該延長後の事業終了日)をもって消滅する。

なお、事業者から運営期間延長の要望があった場合には、〇〇地方整備局と選定事業者の間で協議を行い、協議がまとまった場合には運営期間の延長を行うことを想定している。

#### 【解説】

##### ■事業期間設定の視点 <要検討事項>

事業期間の設定にあたっては、法規制、事業性(施設の耐用年数、電力ビジネスの環境変化、投資回収)、既存発電設備の現況(既存発電設備と一体運営とする場合)を考慮して設定する必要がある。

管理用発電施設PFI事業では、事業性、民間事業者の意向等を踏まえると、事業期間については、①20年程度、②20年+オプション延長、③20年超(例:40年)のパターンが想定される。令和4年度に実施した民間事業者からの提案・意見聴取では、施設の耐用年数等を踏まえて20年以上の期間を希望する意見や、事業期間終了後もオプションで期間を延長することができる仕組みの導入を希望する意見が多かった。

本稿では、20年+オプション延長の記載方法を明確にする観点から、20年+オプション延長を前提として記載することとし、なお書きを加えている。

オプション延長を設けない場合は、上方の本文については、「運営権は、運営権設定対象となる本施設の運営権存続期間の終期をもって消滅する」という部分のみ残し、なお書きは削除す

ることになる。

■事業期間の延長 <要検討事項>

電気業用水力発電設備の耐用年数は22年と設定されているなど、会計面での費用化の観点からは20年以上が必要である。しかし、実態的な耐用年数は40年以上とも言われており、事業者は長期間運営して投資回収を図りたいという希望が強いと想定される。

再生可能エネルギーの長期・安定的な供給が実現することは国にとってもメリットがあることから、国と事業者間で協議し、運営権対価等の事業条件について合意できれば、事業期間の延長を行うことも想定される。

先行PFI事例においても、鳥取県営水力発電所再整備・運営等事業では、当初の運営権存続期間は20年であるが、オプション延長により約30年延長可能とされている(延長時の運営権存続期間は合計約50年)。また、空港コンセッション事業においてもオプション延長の事例(例、熊本空港特定運営事業等では15年以内の延長が可能)がある。

なお、国の財政負担が生じる場合(サービス購入型等)には、PFI法第68条により国の債務負担行為の年限が、当該会計年度以降30箇年度以内とされていることから、事業期間を同期間内に収まるように設定することについて留意が必要である。

■コンセッション方式を採用しない場合

「運営権は、運営権設定対象となる本施設の運営権存続期間の終期(オプション延長がされた場合は当該延長後の事業終了日)をもって消滅する。」は削除する。

## (9)事業者の収入及び費用に関する事項

### ① 事業者が実施する業務について

事業者が実施する本事業に係る費用は、売電収入により自ら回収するものとする。

また、事業者は、発電した電気をダム管理用として〇〇地方整備局に対して別途定める条件で供給するものとする。

なお、設計・建設業務に要する費用は〇〇地方整備局がその支払債務を負担の上、事業者から受け取る運営権対価の一部と相殺する。

### 【解説】

■国の対価の支払の有無等は対象事業の事業性で変わる <要検討事項>

本事業が独立採算可能な場合には、事業者の独立採算型とし、国は対価を支払わないことが想定される。

しかし、本事業の独立採算が難しい場合には、国が事業者に対してサービス購入料を支払う形態で事業化することも想定される。

その場合には、BT+コンセッション方式では、「施設整備費(BT 代金)>運営権対価」となるため、施設完成・譲受時に、国から事業者に対して差額(施設整備費-運営権対価)の支払いが求められる。

または、BTO(Build Transfer operate)方式を採用し、施設整備費をサービス購入料として事業者を支払うことも想定される。

■余剰電力の売電内容は事業者の判断とする <要検討事項>

電力自由化の進展により、電力の販売内容も多様化している。そのため、事業者による余剰電力の売電内容(売電先、単価、使用する制度等)は、事業者の創意工夫の余地が大きいことから、事業者の判断に委ねることが適切である。

■国への電力供給条件 <要検討事項>

当該発電施設が設置されるダム管理用電力用として供給する部分については、無償を前提とする。

■■コンセッション方式を採用しない場合

(9)①のなお書きは削除する。

② 土地・施設使用料について

事業者が、〇〇地方整備局に納める土地・施設使用料は〇〇円とする。

【解説】

土地・施設使用料については、対象となる施設の設置場所や用途を踏まえて、徴収の有無、金額を整理する。

例えば、事業者がダム管理棟の一部を事業の現場事務室等として使用する場合には、建物の使用料として徴収することが想定される。

## 6.事業者選定の手続き

### (1)選定スケジュール

事業者の募集及び選定に関するスケジュールは概ね下表のとおりである。

日程	内容
令和〇年〇月〇日～〇月〇日	募集要項等に関する質問受付(第1回)
令和〇年〇月〇日	募集要項等に関する現地見学会
令和〇年〇月〇日	募集要項等に関する質問回答(第1回)
令和〇年〇月〇日	第一次審査資料の提出期限
令和〇年〇月〇日	第一次審査結果の通知
令和〇年〇月〇日～〇月〇日	募集要項等に関する質問受付(第2回)
令和〇年〇月〇日～〇月〇日	募集要項等に関する質問回答(第2回)
令和〇年〇月〇日	第二次審査資料の提出期限
令和〇年〇月	選定事業者の決定
令和〇年〇月	基本協定の締結
令和〇年〇月	特定事業契約の締結

### (2)有識者等委員会の設置

〇〇地方整備局は、選定事業者の決定にあたり、PFI法第11条に定める客観的な評価を行う

ために、「(仮称)〇〇ダム管理用水力発電施設整備・運営事業 有識者等委員会」(以下、「有識者等委員会」という。)を設置した。

有識者等委員会の構成は以下のとおりである。なお、有識者等委員会の開催は非公開とする。

有識者等委員会委員

〇〇 〇〇	※所属組織、役職名等を記載。下欄も同様。(水力発電)
〇〇 〇〇	
〇〇 〇〇	
〇〇 〇〇	
〇〇 〇〇	

(五十音順、敬称略)

## 7.応募者の参加資格要件

### (1)応募者の構成

- ① 応募者は、5.(6)に示す業務を実施することを予定する複数の企業によって構成されるものとする。応募者を構成する企業(以下、SPCに出資を行う者を「構成企業」といい、出資を行わない者を「協力企業」という。)は、構成企業の中から代表となる企業(以下、「代表企業」という。)を定め、当該代表企業が応募手続きを行うものとする。
- ② 応募者は、対象事業と同種または類似の事業の実績を有しているものとする。なお、複数の法人で構成するグループで参加する場合は、構成する法人のいずれかが満たすことでよい。
  - (ア) 同種事業:ダムにおける水力発電設備の工事及び運営
  - (イ) 類似事業:ダム以外での水力発電設備の工事及び運営
- ③ SPCを設立する場合、SPCへの出資については、以下の要件を満たすこととする。
  - (ア) 代表企業又は構成企業である株主がSPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。
  - (イ) 代表企業又は構成企業を除く株主の議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
  - (ウ) SPCの株主は、原則として、本事業の事業協定が終了するまでSPCの株式を保有することとし、〇〇地方整備局の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。
- ④ 応募者は、応募にあたり、代表企業、構成企業又は協力企業それぞれが、5.(6)に掲げる業

務のうち、いずれを実施するかを明らかにする。なお、第1 1.(5)に掲げる業務のうち、設計業務を担う設計企業については、応募時には具体的な企業名を提案しないことも認めるが、その場合には事業着手時まで設計企業の要件を満たす者を確保し、〇〇地方整備局の承諾を得ることを条件とする。また、本事業の実施に際し5.(6)に掲げる業務以外の業務を担う企業を提案することは可能であるが、その場合は、具体的な役割を明らかにすること。その際には、応募者の構成企業のうち1社が、5.(6)に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げないものとし、また、各業務は、業務範囲を明確にしたうえで応募者の構成企業及び協力企業の間で分担することは差し支えないものとする。

- ⑤ 代表企業、構成企業又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成企業又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、〇〇地方整備局と協議するものとし、〇〇地方整備局が認めた場合はこの限りではない。
- ⑥ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかが、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業となることは認めない。
- ⑦ 代表企業、構成企業又は協力企業のいずれかと資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の応募者の代表企業、構成企業又は協力企業となることは認めない。
- ⑧ 上記④及び⑦において、「資本面において関連のある者」とは、当該会社が総株主の議決権の過半数を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている会社をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該会社の役員が代表権を有している役員を兼ねている場合の会社をいう。

**【解説】**

**■ 応募者の構成**

応募者の構成において主な論点は以下のとおりである。

**◇ 同種または類似の事業の実績**

同種または類似の事業の実績は、4.(1)②の記載を基本とするが、事業実施の確実性及び競争性の確保の観点から、事業を実施するダム毎に検討する。

応募時点での設計企業の明確化などを参加資格要件として追加で設定することも可能であるが、当該設定の是非については、事業内容や、実施方針公表前に実施する民間事業者への意向調査などを踏まえて、ダム毎に検討する。

なお、設計企業等を応募者の構成企業としない場合（応募時には具体的な企業名を提案しない場合）であっても、事業者として選定された後に、事業着手時まで設計企業の要件を満たす者を確保し、〇〇地方整備局の承諾を得ることを条件とすれば、設計面での質の担保は可

能と考えられる。

◇参加企業

PFI事業では、複数の構成企業で応募する事例が多く見受けられる。本事業でも、施設整備、運営の各段階で主となる民間事業者が異なる可能性がある。

このため、例示では、本事業の応募者の構成としては、設計・建設・運営までの各段階において、同一又は複数の企業が構成企業又は協力企業として応募者となる可能性を妨げないことを想定して記載している。

◇SPCへの出資

SPCを設立する場合は、SPCの独立性・機動性・合理性等の観点から、SPC への出資について規定を設けることが一般的である。実際には、民間事業者への意向調査などを踏まえて決定する必要がある。

◇民間事業者の複数グループでの応募

民間事業者(資本面若しくは人事面において関連のある者を含む)の複数グループでの応募は基本的には禁止である。

しかし、ダムの特定期業務の参加可能企業が極めて限定的なケースでは、競争環境を確保する観点から、当該業務の企業については他の応募グループの協力企業として重複参加することを認めるなど、対象事業の特性にあわせて検討する必要がある。

■応募者の変更

PFI事業では、一般的に公募開始から優先交渉権者の決定までに数か月間を要し、従来型発注における入札公告から落札者決定までの期間に比べると長い。そのため、応募者の資格の有無に係るような事象が発生する可能性も高まるため、それに配慮した条件設定等が必要となる。

(2) 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件

応募者を構成する企業は、以下の要件を満たすこと。

- ① 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② PFI法(平成 11 年法律第 117 号)第 9 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争(指名競争)参加資格の再認定を受けていること。)

- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 第一次審査資料の提出期限の日から優先交渉権者の選定の日までの期間に、〇〇地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和 59 年 3 月 29 日建設省厚第 91 号、令和 2 年 12 月 25 日国会公契第 22 号にて改正)に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号)及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑥ 〇〇地方整備局が本事業に関する検討を委託した者である〇〇社、並びに〇〇社が本事業に関するアドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- ⑦ 前述6.(2)の有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本面において関連のある者」及び「人事面において関連のある者」とは、上記 7(1)⑧に同じ。

### (3)設計企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、設計業務に携わる企業(以下、「設計企業」という。)は、以下の要件を満たすこと。

- ① 〇〇地方整備局の令和〇〇・〇〇年度における「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。
- ② 設計企業は、日本国内でダムに関する水力発電設備の設計の業務基本設計又は実施設計)に携わった実績を〇件以上有すること。
- ③ 設計業務を複数の設計企業が分担して実施する場合にあっては、いずれの設計企業においても上記①を満たしていること。また、いずれかの設計企業が上記②を満たしていること。
- ④ 次に示す管理技術者を配置すること。

管理技術者は、設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

管理技術者及び主担当技術者は、次のいずれかの資格を有する者であること。

- 1) 技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は電気電子部門関連科目)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 2) 技術士(建設部門又は電気電子部門)の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- 3) RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- 4) 土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)

管理技術者は、次に示す実績を有する者であること。

- 1) 平成〇年度以降に、日本国内でダムに関する水力発電設備の設計の業務(基本設計又は実施設計)に携わった実績を〇件以上有する者であること

管理技術者にあつては、設計完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、募集要項等に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め〇〇地方整備局の承諾を得るものとする。

#### (4)建設企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、建設業務に携わる企業(以下、「建設企業」という。)は、以下の要件を満たすこと。

- ① 〇〇地方整備局(港湾空港関係を除く。)の令和〇〇・〇〇年度における「一般 土木工事」、「電気設備工事」、「受変電設備工事」、「機械設備工事」及び「建築工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。
- ② 建設企業は、日本国内で水力発電所(ダム式であるか否かは問わない)の建設に携わった実績(民間発注工事も含む)を〇件以上有すること。
- ③ 建設業務を複数の建設企業が分担して実施する場合にあつては、上記①について、自らが実施する業務に該当する分野の一般競争参加資格の決定を受け、実績を有すること。また、いずれかの建設企業が上記②を満たしていること。
- ④ 次に示す主任技術者を配置すること。

監理技術者及び主任技術者は、建設企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

建設業法第 26 条の 2 第 2 項により監理技術者を配置する場合は、主任技術者と同じ資格及び実績要件を有し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者とする。

建設業法第 26 条の 2 第 2 項により専門技術者を配置する場合は、監理技術者又は主任技術者と同じ資格及び実績要件を有する者とする。

主任技術者については、建設工事完了までの間、原則として変更を認めない。なお、退職、病気、死亡等の事情によりやむを得ず変更する場合は、募集要項等に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の者を配置するものとし、予め〇〇地方整備局の承諾を得るものとする。

第一次審査資料提出時点において、主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても要件を満たしていなければならない。

次の(ア)から(エ)の各工事に携わる建設企業は、それぞれ(ア)から(エ)に示す基準を全て満たす主任技術者を建設工事完了までの間に専任で配置すること。ただし、本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完了後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者の専任を要しない。また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者を専任で配置できるものでなければならない。なお、複数の建設企業が(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)の工事を共同して行う場合にあっては、そのうち 1 者が下記の技術者を配置できること。

(ア) 土木工事外

- 1) 1 級土木施工管理技士の資格を有する者であること。
- 2) 平成〇年度以降に、日本国内で水力発電所の建設に携わった実績を〇件以上有する者であること

(イ) 電気工事

- 1) 1 級電気工事施工管理技士、技術士(総合技術監理部門:建設部門関連科目又は電気電子部門関連科目)又は技術士(建設部門又は電気電子部門)の資格を有する者であること。
- 2) 平成〇年度以降に、日本国内で水力発電所の建設に携わった実績を〇件以上有する者であること。

(ウ) 機械工事

- 1) 1 級建設機械施工技士の資格を有する者であること。
- 2) 平成〇年度以降に、日本国内で水力発電所の建設に携わった実績を〇件以上有する者であること。

⑤ 主任技術者から現場代理人を選出すること。

## (5) 運営企業の参加資格要件

応募者を構成する企業のうち、運營業務に携わる企業(以下、「運営企業」という。)は、以下の要件を満たすこと。

- ① 国土交通省の令和〇〇・〇〇・〇〇年度における入札参加資格(全省庁共通)「役務の提供等」の〇〇地域の競争参加資格を有する者であること。
- ② 運営企業は、日本国内で水力発電所の運営に通算〇年以上携わった実績を有すること。なお、子会社等が運営実績を有する企業も含む。
- ③ 運營業務を行うにあたって必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること。
- ④ 運營業務を複数の運営企業が分担して実施する場合にあつては、いずれの運営企業においても上記①を満たすとともに、上記③については、自らが実施する業務を行うにあたって必要な資格を有すること。また、いずれかの運営企業が上記②を満たしていること。

- ⑤ 次に示す管理責任者を配置すること。なお、運營業務を複数の運営企業が分担して実施する場合にあつては、その企業全てにおいて次に示す管理責任者を配置すること。ただし実績については、いずれかの運営企業の管理責任者が満たしていることによい。

管理責任者は、運営企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

管理責任者において、運營業務を行うにあたって必要な資格(許可、登録、認定等)を有する者であること。

管理責任者は、次に示す実績を有する者であること。

- 1) 平成〇年度以降に、日本国内で水力発電所の運営に携わった実績を通算〇年以上有する者であること。

管理責任者については、運営期間中、やむを得ず変更する場合は、募集要項等に示す配置予定技術者の要件を満たし、かつ当初の者と同等以上の者を配置するものとし、要求水準書に従い、予め〇〇地方整備局の承諾を得るものとする。

第一次審査資料提出時点において、管理責任者を決定できないことにより複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ないが、いずれの候補者についても要件を満たしていなければならない。

- ⑥ 運営企業から総括責任者を選出すること。

【解説】

■全体 <要検討事項>

応募者全員が備えるべき資格等と、各分野を担当する応募者が満たすべき資格等を示す必要がある。

検討を行う主な項目は以下のとおりである。

- ・企業の資格、等級
- ・企業の実績(件数、実施年数等)
- ・配置技術者の資格
- ・配置技術者の実績

実際には、事業実施の確実性の確保と競争性の確保という二つの観点から、当該ダムの特徴や事業内容を勘案し、民間事業者への意向調査などを踏まえて決定する必要がある。

事業実施の確実性の確保にも配慮しつつ、件数を含めて過度な実績は求めず、多くの民間事業者が応募できるように考慮する。

■実績についての考え方 <要検討事項>

本案では、参加資格の有無を示すという視点から、実績について同種業務と類似業務の区分はしていない(どちらの実績でも参画可能)。

しかし、応募者の選定にあたっては、実績内容も評価することも考えられる。

【同種・類似業務実績例】

同種事業:ダムにおける水力発電設備の工事及び運営

類似事業:ダム以外での水力発電設備の工事及び運営

複数の法人で構成するグループで参加する場合は、構成する法人のいずれかが満たすこと

■参加資格要件の具体的な定義(応募グループでの充足等) <要検討事項>

先行事例を踏まえて、下記を基本とし、事業を実施するダム毎に検討することも想定される。なお、現案でもそのような考え方で記載している。

- ・複数の法人でグループを組成し応募する際、例えば、水力発電設備の工事实績を有する法人と同運営実績を有する法人がグループに含まれていれば、応募グループとして同種・類似業務実績要件を満たすと見なす。(7(1)②)
- ・グループで応募し事業実施時に新会社を設立する場合、当該新会社へ出資をしない法人も、グループの一員とすることを妨げない。(7(1)③(7))
- ・ただし、グループを構成する法人については、応募時に担当業務を明確にすることとし、応募後の変更は、やむを得ない事情があると認められる場合を除き、原則として認めない。
- ・着手済案件も実績として認める。(7(1)④⑤)

## 8.募集要項等に関する現地見学会の開催

〇〇地方整備局は、本事業への参加を予定している者に対し、募集要項等に関する現地見学会を実施する。

### ① 受付期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)〇〇時まで

なお、持参の場合は受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 10:00 から 17:00 までとする。

### ② 提出方法

様式集の様式〇「募集要項等に関する現地見学会申込書」に記入し、持参、電送、電子メールのいずれかにより提出すること。ただし、電送または電子メールの場合は、着信を確認すること。

### ③ 提出先

上記3.の担当部局に同じ。

### ④ 現地見学会実施日

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)、〇〇日(〇)

時間等詳細については、様式〇「募集要項等に関する現地見学会申込書」受領後に各参加希望者に電子メールにより通知する。

## 9.募集要項等に関する質問受付及び回答の公表

### (1)募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表(第1回)

〇〇地方整備局は、第一次審査に関する質問を以下のとおり受け付ける。

### ① 受付期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)10:00 から

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)17:00 まで

なお、持参の場合は受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 10:00 から 17:00 までとする。

### ② 提出方法

様式集の様式〇「募集要項等に関する質問書」に記入し、持参、電送、電子メールのいずれかにより提出すること。ただし、電送または電子メールの場合は、着信を確認すること。

③ 提出先

上記3.の担当部局に同じ。

④ 回答方法

質問に対する回答は、以下の予定日に国土交通省〇〇地方整備局のウェブサイト等に公表する。

⑤ 回答公表予定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

**(2)募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表(第2回)**

〇〇地方整備局は、募集要項等に記載された内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。質問は、第一次審査の結果、第二次審査資料の提出資格があると認められた者のみ提出できる。

① 受付期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)10:00 から

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)17:00 まで

なお、持参の場合は受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 10:00 から 17:00 までとする。

② 提出方法

(1)に同じ。

③ 提出先

(1)に同じ。

④ 回答方法

(1)に同じ。

⑤ 回答公表予定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)

なお、質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当であると判断したものについては、質問及び回答を公表しない場合がある。

## 10.第一次審査

### (1)第一次審査資料の受付

応募者は、募集要項等に定めるところにより、第一次審査に必要な資料を提出する。第一次審査資料については、様式集に定めるところに従い作成すること。

#### ① 受付期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)10:00 から

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)17:00 まで

なお、持参の場合は受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 10:00 から 17:00 までとする。

② 提出方法様式集の様式〇-〇から〇-〇を用いて作成し、上記3.の担当部局へ事前に電話連絡の上、持参により提出すること。郵送、電送、電子メールによる提出は受け付けない。

#### ③ 提出先

上記3.の担当部局に同じ。

### (2)参加資格確認基準日

参加資格確認の基準日は第一次審査資料の受付期間最終日とする。

### (3)第一次審査及び審査結果の通知

〇〇地方整備局は、応募者の参加資格要件(7.(1)から(8)の参加資格要件をいう。)の有無について、応募者が提出する第一次審査資料を総合的に審査し、応募者の中から第二次審査資料の提出資格があると認められる者を選定する。第二次審査の詳細については、事業者選定基準を参照すること。

#### ① 通知方法

第一次審査の結果及び第二次審査に際する登録受付番号を、代表企業に対して、書面により通知する。

#### ② 通知予定日

令和〇〇年〇〇月〇〇日(火)

### (4)参加資格がないと認められた理由説明請求の受付及び理由の回答

第一次審査の結果、参加資格がないと認められた応募者は、〇〇地方整備局に対して参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(様式自由)により説明を求めることができる。

① 受付期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)10:00 から

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)17:00 まで

② 提出方法

上記3.の担当部局へ、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は、配達記録が残る方法とすること。

③ 理由の回答

〇〇地方整備局は、参加資格がないと認めた理由の説明を請求されたときは、令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)までに、当該説明を請求した応募者に対して書面により回答する。

## (5)応募の辞退

第一次審査資料を提出した応募者で、応募を辞退する場合は、様式集の様式〇-〇「辞退届」を提出すること。辞退届の提出は上記3.の担当部局へ持参することにより行うものとし、郵送、電送、電子メールによる提出は受け付けない。

## 11.第二次審査

### (1)第二次審査資料の受付

第二次審査資料の提出資格が認められた応募者は、募集要項等に定めるところにより、第二次審査資料を提出する。第二次審査資料については、様式集に定めるところに従い作成すること。

① 受付期間

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)10:00 から

令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)17:00 まで

なお、持参の場合は受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 10:00 から 17:00 までとする。

② 提出方法

様式集の様式〇-〇から〇-〇を用いて作成し、上記3.の担当部局へ事前に電話連絡の上、持参により提出すること。郵送、電送、電子メールによる提出は受け付けない。

③ 提出先

上記3.の担当部局に同じ。

## (2)ヒアリングの実施

選定事業者の決定のため、応募者に対し必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する  
場合がある。この場合、日時・場所等の詳細は代表企業に通知する。

## (3)選定事業者の決定方法

〇〇地方整備局は、第二次審査資料について、事業者選定基準に示す事項に関して総合的に  
審査を行う。〇〇地方整備局は、審査の結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点者以降の順位者  
を決定する。〇〇地方整備局は、第二次審査の結果を、第二次審査資料を提出した各応募者代  
表企業に通知する。

また〇〇地方整備局は、優先交渉権者と特定事業契約の内容に関する協議を行い、協議が成  
立した場合には当該優先交渉権者を選定事業者として決定する。なお、協議が成立しない場合  
には、次点者以降の応募者と評価順に協議を行うこともある。

## (4)審査結果の公表

〇〇地方整備局は、審査結果(第一次審査結果を含む。)及び審査の過程について、〇〇地方  
整備局ウェブサイトにおいて公表する。

### 【解説】

#### ■2段階審査方式

本案では2段階審査方式を前提として記載しているが、1段階審査方式とすることも想定され  
る。どちらを採用すべきかを整理した明確な基準はないが、応募者数の見込み、審査期間等  
を踏まえて案件ごとに検討する。

なお、先行 PFI 事業では、1段階目を資格審査としているものを含めて、2段階審査として  
いる事例が多い。

#### ■優先交渉権者との契約締結協議が不調の場合の対応

優先交渉権者との契約締結協議が不調となった場合、次点者以降どこまで協議の対象とす  
るかは対象事業ごとに決定することになる。上記では、協議成立まで順位下げしていくこと  
を前提とした表現としている。

## 12.応募に関する留意事項

### (1)募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等(補足資料及び質問回答を含む。)に記載の条件を十分に理解し、こ  
れに承諾して応募すること。

応募をした者は、応募後、募集要項等についての不明を理由に異議を申し立てることはでき  
ない。

## (2)費用負担等

本公募期間の全ての手続きのうち、応募者として実施する行為に関しては、応募者自らの責任と費用負担によりこれを行う。

## (3)通貨及び単位

本公募に関する提出書類、質疑、審査等において使用する言語は日本語、通貨及び単位は日本円及び計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定める単位とする。

## (4)応募者の提出書類

提出書類は様式集に従い作成すること。

## (5)提出書類の取扱い

応募者の提出書類の取扱いは以下のとおりとする。

### ① 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、〇〇地方整備局が公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、〇〇地方整備局はこれを無償で使用することができる。なお、応募者から提出された提出書類については、応募者の選定後、これを返却するものとする。

### ② 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

## (6)〇〇地方整備局からの提示資料の取扱い

〇〇地方整備局が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

## (7)応募者の複数提案の禁止

応募者は複数の提案を行うことはできない。

## (8)応募の無効

次のいずれかに該当する場合は応募を無効とする。

- ① 参加資格のない者が応募したとき
- ② 提出書類が不足しているとき

- ③ 提出書類が様式集に従い記載されていないとき
- ④ 提出書類の提出方法、提出期限に適合しないとき
- ⑤ 応募手続きにおいて不正な行為があったとき
- ⑥ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- ⑦ 虚偽の内容が記載されているとき
- ⑧ 2 通以上の提出書類を提出したとき
- ⑨ その他募集要項等に定める条件に違反したとき

## 13. 契約手続き等

### (1) 基本協定の締結

選定事業者は、選定事業者の決定後速やかに、基本協定書(案)に基づき〇〇地方整備局と基本協定を締結しなければならない。

なお、〇〇地方整備局は、基本協定の定めるところにより、事業者との間で特定事業契約を締結する予定である。事業者は当該特定事業契約に基づいて本事業を実施する。

### (2) SPCの設立

選定事業者は、SPCを設立する場合には、基本協定に定めるところにより、特定事業契約の締結までに会社法(平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号)に定める株式会社として[地元市町村]に SPCを設立する。

#### 【解説】

##### ■ SPC の設立所在地

地方自治体のPFI事業では、地域振興等の観点から、SPCの本社所在地を当該地方自治体内に指定することが多い。対象事業において、国が地元と考える範囲を踏まえて、市町村名等を記入することが想定される。

### (3) 特定事業契約の締結

〇〇地方整備局は、特定事業契約書(案)に基づき事業者と特定事業契約の内容等の詳細について協議を行う。協議が整った場合は、事業者と特定事業契約を締結する。

### (4) 運営権の設定

〇〇地方整備局は、建設業務の完了後、直ちに事業者運営権設定書を交付し、運営権を設定する。

事業者は、運営権設定後直ちに、法令に従って運営権の設定登録を行うこととする。

**【解説】**

■公共施設等運営権登録簿への登録

運営権は、公共施設等運営権登録令(平成23年政令第356号)に基づき、内閣府に備えられている公共施設等運営権登録簿に登録を行う必要がある。

■コンセッション方式を採用しない場合

コンセッション方式以外の事業方式を採用する場合には、本項は不要である。

## 14. 契約保証金

〇〇地方整備局は、特定事業契約に基づいて事業者が実施する業務の履行を確保するため、以下のいずれかの方法による特定事業契約の保証を求めることを予定している。

① 会計法(昭和22年3月31日法律第35号)第29条の9第1項の例による契約保証金の納付

② 会計法第29条の9第2項の例による契約保証金の納付に代わる有価証券その他の担保の提供

③ 〇〇地方整備局又は事業者を被保険者とする履行保証保険の付保

事業者は、特定事業契約締結後、建設工事実施前に当該保険証券の写しを〇〇地方整備局に提出するものとする。なお、事業者を被保険者とする履行保証保険が各工事にあたる者によって締結される場合には、その保険金請求権に、特定事業契約に定める違約金支払債務を被保険債務とする質権を〇〇地方整備局のために設定するものとする。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は建設費及びそれに係る設計費に相当する額の100分の10以上とする。

## 15. 特定事業契約に関する事項

### (1) 事業者の権利義務等に関する制限

事業者は、事前に〇〇地方整備局の書面による承諾を得た場合を除き、特定事業契約上の地位により生じる権利を第三者に譲渡又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならず、かつ義務を第三者に継承させてはならない。

### (2) 〇〇地方整備局と事業者の責任分担

① 責任分担の基本的な考え方

〇〇地方整備局と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目

指すものとする。

② 想定されるリスクと責任分担

〇〇地方整備局と事業者の責任分担は、特定事業契約書(案)によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で提案を行うものとする。リスク分担の程度や具体的内容について、特定事業契約書(案)に示されていない場合は、〇〇地方整備局と事業者の協議により定めるものとする。

**(3)法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項**

① 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

② 財政上及び金融上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、〇〇地方整備局はこれらの支援を事業者が受けることができるように協力するものとする。

③ その他の措置並びに支援に関する事項

〇〇地方整備局は、事業者による事業実施に必要な許認可等の取得に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、〇〇地方整備局は必要に応じて協力する。

**(4)付保する保険**

事業者は、特定事業契約書(案)別紙〇に示す保険及び提案した保険を付保するものとする。

**16.事業実施に関する事項**

**(1)誠実な業務遂行義務**

事業者は、選定事業者が提出した提出書類及び特定事業契約書に定めるところにより、本施設の機能が十分発揮でき、支障なくサービスが提供できるように、誠実に業務を遂行するものとする。

**(2)事業期間中の事業者と〇〇地方整備局の関わり**

① 次の事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、〇〇地方整備局と事業者

は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

〇〇地方整備局が公募手続において配布した一切の資料、当該資料に係る質問回答書  
事業者が公募手続において提出した事業計画の提案資料

〇〇地方整備局と選定事業者との間で締結された基本協定書

〇〇地方整備局と事業者との間で締結された特定事業契約書

- ② 基本協定及び特定事業契約に係る紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### (3)モニタリング

〇〇地方整備局は、特定事業契約書に定めるところにより、要求水準書に示す要求水準が満たされているか、提案事項が履行されているか否かを確認する。確認の結果、要求水準及び提案事項が達成されていないことが判明した場合又はその懸念が生じた場合は、〇〇地方整備局は、SPC に対して是正勧告等を行う。

### (4)財務書類の提出

事業者は、毎事業年度、当該事業年度の財務書類(会社法第 435 条に規定する計算書類、事業報告及びその附属明細書)を作成し、自己の費用をもって監査法人又は公認会計士による監査を受けた上で、監査報告書とともに毎事業年度終了後 90 日以内に〇〇地方整備局に提出する。

### (5)金融機関等と〇〇地方整備局との協議

〇〇地方整備局は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、一定の事項について、予め事業者の本事業に関して資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

## 17.その他

### (1)特定事業の取り消し

〇〇地方整備局は、事業者の募集、評価、選定に係る過程において、本事業を PFI により実施することが適当でない判断した場合は、選定事業者を決定せず、特定事業の選定を取り消すものとする。この場合、〇〇地方整備局は、この旨を速やかに公表するものとする。

### (2)株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の対象事業であり、応募者は自

らの責任において当該出融資を利用することを前提として提案(応募)することができる。

なお、本規定は株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資を確約するものではなく、同機構の出融資の詳細、条件等については、応募者が直接同社に問い合わせを行うこと。

(連絡先) 株式会社民間資金等活用事業推進機構

TEL :〇〇(代)

**【解説】**

株式会社民間資金等活用事業推進機構(略称「PFI推進機構」)は、我が国における公共施設等の整備等に関し、民間の資金や経営ノウハウおよび技術力を活用することを目的として、2013年10月に政府と民間企業の共同出資により設立された株式会社である。

SPCへの投融資を行うことができることから、公募要項公表前に、民間事業者から同機構の資金の利用意向を聴取するとともに、同機構に対して本事業についての情報提供を行うことが想定される。

**(3)情報提供**

本事業に関する情報公開及び情報提供は、以下のウェブサイトを通して適宜行う。

国土交通省〇〇地方整備局のウェブサイト

<http://www.〇〇.mlit.go.jp/>